

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）定款第31条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあつては月額報酬とし、非常勤理事（常勤理事以外の理事をいう。以下同じ。）については無報酬とし、外部理事（定款施行規則に定める外部理事をいう。以下同じ。）及び監事には日当を支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに別表に定める総額の範囲内で、常勤理事1名につき500万円、外部理事及び監事各1名につき12万円を上限とする。

(月額報酬の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬は、前条に規定する金額の範囲内において、理事会で決定する。

2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。

3 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

4 常勤理事が死亡により退任した場合には、日割計算せずに、その月までの月額報酬を支給する。

5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第5条 通勤手当の月額は、通常合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

2 月の中途において常勤理事が就任し、退任し又は解任された場合においても、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

(日当の算定方法)

第6条 外部理事及び監事の日当は、1日当たり1万円とする。

(支給方法)

第7条 役員の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員の報酬及び通勤手当の支給日は、この法人の賃金規程第3条の規定に準ずる。ただし、外部理事及び監事の日当については、理事会等の開催の都度支払うものとする。

(変更)

第8条 この規程は、定款第31条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表

役員の種類	事業年度ごとの報酬総額
常勤理事	金 1, 0 0 0 万円
外部理事	金 2 4 万円（注：最大 2 名）
監事	金 3 6 万円（注：最大 3 名）

